

○原子力規制委員会告示第十一号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十五条第一項の表各号の規定に基づき発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月十九日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十五条第一項の表各号の規定に基づき発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十五条第一項の表各号の規定に基づき発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十五条第一項の表各号の規定に基づき発電用原子炉施設を定める告示の一部改正に関する表

	改 正 後	(原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設)
		第二条 規則第五十五条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設は、次の各号（第四十八号及び第四十九号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設並びに第四十八号及び第四十九号に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉施設とする。
三 十六 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕	十九 二十一 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕	中部電力株式会社浜岡原子力発電所 一号炉 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 二号炉 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕
三 十五 三 十四 三 十三 三 十二 三 十一 三 十 九 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕	二十 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕	関西電力株式会社美浜発電所 一号炉 関西電力株式会社美浜発電所 二号炉 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕 〔略〕
二 二 九 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕	二 二 十 八 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕	二 二 七 二 六 二 五 二 四 〔号を加える。〕 〔号を加える。〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕
		〔原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設〕
		第二条 規則第五十五条第一項の表第一号の規定に基づき、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設は、次の各号（第三十九号を除く。）に掲げる工場又は事業所に設置される当該各号に掲げる発電用原子炉及びその附属施設並びに第三十九号に掲げる工場又は事業所に設置される発電用原子炉施設とする。
		〔号を加える。〕 〔号を加える。〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕 〔同上〕

中国電力株式会社島根原子力発電所 一号炉

「略」

四国電力株式会社伊方発電所 一号炉

「略」

九州電力株式会社玄海原子力発電所 一号炉

「略」

日本原子力発電株式会社東海発電所 一号炉

「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「号を加える。」

「号を加える。」